

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、笑顔でいきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで実現していくことを目的に策定した「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」(以下「会議」という。)を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」の推進に関すること。
- (2) その他市民の健康の保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等(以下「構成団体等」という。)で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、健康づくりに係る各分野の取組を推進するための専門的な見地からの検討を行うため、次に掲げる部会を開催することができる。

- (1) 生活習慣病予防部会
 - (2) 口腔保健部会
 - (3) 食育推進部会
- 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。
 - 3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	機関・団体等
	学識経験者
	市民委員
地域	京都市体育振興会連合会
	(一社) 京都市地域女性連合会
	京都市P T A連絡協議会
	京都市保健協議会連合会
	すこやかクラブ京都 ((一社) 京都市老人クラブ連合会)
	食育指導員
保育・教育機関等	(公社) 京都市保育園連盟
	(公社) 京都市私立幼稚園協会
	京都市小学校長会
	京都市立中学校長会
	京都府私立中学高等学校連合会
	ヘルシーキャンパス京都ネットワーク
企業・職場	京都商工会議所
	京都府中小企業団体中央会
	京都労働局労働基準部
	京都労働者福祉協議会
	(一財) 京都工場保健会
	(独法) 労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
保健医療機関等	(公財) 京都府生活衛生営業指導センター
	(一社) 京都府医師会
	(一社) 京都府歯科医師会
	(一社) 京都府薬剤師会
	(公社) 京都府看護協会
	(公社) 京都府栄養士会
	(公社) 京都府歯科衛生士会
	(一社) 京都府歯科技工士会
	(一財) 京都予防医学センター
	(特非) 日本健康運動指導士会 京都府支部
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会
	健康保険組合連合会京都連合会
	全国健康保険協会京都支部
マスメディア	(株) 京都新聞社
	(株) 京都放送
関係機関・団体	(特非) 京都禁煙推進研究会
	(一社) 京都ビルディング協会
	(一社) 京都市食品衛生協会
	(一社) 京都市中央卸売市場協会
	(一社) 京都市老人福祉施設協議会
	J A京都中央
	(一社) 全日本司厨士協会京都府本部
	(特非) 日本料理アカデミー
	京都市教育委員会
京都市	京都市保健所
	京都市こころの健康増進センター
	京都市衛生環境研究所